

令和7・8年度 ショートステイの本入所への転換方針

横浜市健康福祉局高齢施設課

1 目的

特別養護老人ホームの定員確保の一環として、特別養護老人ホームに併設されたショートステイ又は社会福祉法人が運営するショートステイセンターの本入所への転換について以下のとおり定める。

2 募集人数

200 人程度

※応募が 200 人を超える場合は、区ごとの短期入所生活介護の整備率や転換計画書の記載内容等により総合的に判断し、調整させていただくことがあります。

3 転換実施時期

令和 8 年度 4 月以降

4 転換にあたっての考え方

「5 転換条件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外とし、転換計画書は受理しない。

5 転換条件

- (1) 特別養護老人ホームに併設されたショートステイ又は社会福祉法人が運営するショートステイセンターであること。
- (2) 転換実施後に、関係法令や市の基準条例に適合すること。
※指定管理施設については、定員変更に伴う規則改正が必要になるためご相談ください。
- (3) 財産処分手続きを転換実施までに完了させること。
※開所後の経過年数によっては、補助金の返還が必要な場合があります。
- (4) 転換実施後、ショートステイの定員が 0 人となる施設は、空床利用型の短期入所生活介護を実施すること。
- (5) ショートステイ定員の減少による利用者の利便性の低下について、近隣施設と連携・協力する等により、ショートステイ利用の需要に対応するよう努めること。
※転換実施後、ショートステイ利用のニーズに対応できていない場合は、再度本入所からショートステイに転換することをご検討していただく可能性があります。

6 評価項目

- (1) 転換実施後の特別養護老人ホーム及びショートステイ利用者向け対応方針
- (2) 事業所の運営状況

次頁あり

7 スケジュール

※スケジュールは目安のため、事務処理の状況によって延びる可能性があります。

※財産処分の事務処理の状況によって、手続きに3か月以上かかる場合があります。

※以下は、令和8年4月1日に転換実施を想定したスケジュールです。

(1) 平成27年度（平成28年3月31日）までに開所の施設

| | |
|-------------|--|
| 令和7年11月～12月 | 各施設が転換計画書等の必要書類を横浜市に提出 |
| 令和8年1月 | 転換対象施設へ決定通知 |
| 2月～ | <p>① 財産処分手続き →（法人→市）財産処分報告書を横浜市に提出 →（市→法人）財産処分承認通知</p> <p>② 老人福祉法・介護保険法に基づく指定変更の手続き</p> <p>③ ①・②の完了後、順次転換を実施</p> |

(2) 平成28年度以降に開所の施設

| | |
|-------------|---|
| 令和7年11月～12月 | 各施設が転換計画書等の必要書類を横浜市に提出 |
| 令和8年1月 | 転換対象施設へ決定通知 |
| 2月～ | <p>① 財産処分手続き →（法人→市）財産処分承認申請書を横浜市に提出 →（市→法人）財産処分承認通知</p> <p>② 老人福祉法・介護保険法に基づく指定変更の手続き</p> <p>③ ①・②の完了後、順次転換を実施</p> <p>④ 転換実施後、1か月以内に、財産処分の完了報告書を横浜市に提出</p> <p>⑤ 返還金の支払い※1 (補助金×(50年-経過年数)/50年) 例：整備費補助金5000万円で、開所から5年で転換をする場合 5000万円×(50年-5年)/50年=4500万円返還</p> |

※1 国費・市費共に返還が必要です。

---《補足》 よくある質問について-----

■問1

「平成28・29年度ショートステイの本入所転換」、「平成30・31年度ショートステイの本入所転換」「令和4・5年度ショートステイの本入所転換」において、選定された施設についても応募は可能か。

【回答】

応募可能です。

■問2

開所後の年数が浅い施設でも応募可能か。

【回答】

応募可能です。

■問3

転換の時期（○年○月に転換したい）は希望できるか。

【回答】

施設の希望をお伺いしますが、手続きの関係上、相談・調整させていただく場合があります。